

第2回太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議等運営 業務委託仕様書

1 事業の目的

太平洋島しょ国と日本の地方自治体の絆を深め、それぞれの地域の特色を生かした幅広い分野での国際交流を推進する目的で、14 道県により、平成 31 (2018) 年に「太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク」(以降、PALM&G と言う) が設立された。令和 3 年 5 月から、三重県知事がこの PALM&G の代表となり、それに伴い、三重県において事務局を担当している。

太平洋島しょ国と日本の自治体は、持続可能な漁業や、環境、自然災害への対応、脱炭素の取組、次世代交流など、持続可能な地域づくりという共通する課題を持っている。PALM&G として国際交流、人的交流に取り組むことを通じて、こうした課題に共に取り組み、絆を深め、お互いにとって学びの機会とし課題解決に資する活動とすることを目的としている。

PALM&G ネットワーク会議は、「太平洋・島サミット (PALM)」の開催年に、知事と各国首脳に参加を得て開催するもので、今回の会議は設立以来 2 回目となり、初めての地方開催である (設立の第 1 回は東京で開催)。

この会議は、当初、三重県志摩市で開催予定であった第 9 回太平洋・島サミット (PALM9) と同時開催の予定であったが、PALM9 がテレビ会議方式で開催されたことに伴い、PALM&G ネットワーク会議は、首脳にかわり駐日大使の参加を得て、三重県において単独で開催することとなった。

前述の PALM&G の目的に沿って会議を開催することはもとより、開催地である三重の取組や魅力を参加者等に発信する機会とする。

※太平洋島しょ国 (16 の国と地域) : クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー共和国、仏領ポリネシア、キリバス共和国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ニウエ、パラオ共和国、パプアニューギニア独立国、サモア独立国、ソロモン諸島、トンガ王国、ツバル、バヌアツ共和国

2 第2回PALM&Gネットワーク会議の概要

- (1) 開催時期 候補日①令和 4 (2022) 年 1 月 19 日 (水) ~ 20 日 (木)
②令和 4 (2022) 年 2 月 8 日 (火) ~ 9 日 (水)
- (2) 行程案 1 日目午後 : 三重県到着、昼食、
会議 (会場 : 志摩観光ホテル)
1 日目夜 : 知事主催歓迎夕食会 (会場 : 志摩観光ホテル)
2 日目 : 視察 (海女小屋体験施設さとうみ庵での昼食含む)
三重県出発

※詳細は別紙行程案参照

- (3) 開催形式 対面形式（オンライン参加なし）
- (4) 参加者 会議想定規模 70 名程度（随行含む）
 - ・ 島しょ国駐日大使または臨時代理大使（在京大使館のある 7 か国）パプアニューギニア独立国、フィジー共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国、マーシャル諸島共和国、サモア独立国、トンガ王国
 - ・ 構成道県知事又は代理（16 道県）
- (5) 会議の主な議題（予定）
 - ・ P A L M 9 成果文書の報告
 - ・ 新たに参画を希望する日本自治体の承認
 - ・ 島しょ国との人的交流・人材育成の取組について
- (6) 知事主催歓迎夕食会等
島しょ国駐日大使等を主な対象とした知事主催歓迎夕食会。
想定規模 45 名程度、志摩観光ホテル内
- (7) 視察
島しょ国駐日大使、及び構成道県の希望者等を対象とした視察。
想定 24 名程度。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 第 2 回太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議等運営業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和 4 年 2 月 28 日（月）までとする。
- (3) 行程 別紙行程案のとおり
- (4) 業務の内容
第 2 回太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議、知事主催歓迎夕食会、視察等が円滑に遂行できるよう、次のアからケの業務を実施すること。
宿泊先の支払いについては各参加者負担となるため、今回、見積もりには含めない。また、往路は賢島まで、復路は賢島から（または鳥羽から）の移動についても各参加者負担となるため見積もりには含めない。

ア 資料の英訳

- 会議の開催に向けて必要な資料の英訳を行うこと。
- ・ 駐日大使等に宛てる会議開催通知等の英訳（開催通知各 A 4 版 2 ページ程度）
- ・ ネットワーク会議当日用資料の英訳（A 4 版 30 ページ程度）

イ 新型コロナウイルス感染症対策

全行程において万全な感染症対策を講じること。訪問先施設が独自に実施している感染防止対策に加えて、必要な対策を講じること。具体的には、マ

スク着用の徹底、会場入り口の手指消毒、非接触型検温機器等の設置、会議場で着席の間隔を1m程度とること、食事の際の亚克力パネルの設置を想定。マスク及び手指消毒液については、県から別途、提供する。

また、けが人や急病人発生時の対応等、行程中の安全性を確保すること。

ウ 移動手段

別紙行程案にかかる、必要となる大使と大使館職員及び視察参加者の専用車両（バス等）を手配すること。車両手配に加え、駐車料金等必要な諸経費を見積もりに含めること。大型バス等の場合、感染対策のため座席2名分に1名にするなど対策をすること。

[1日目]

・賢島駅→会議場（宿泊先）※志摩観光ホテルの送迎車手配も可とする。

[2日目]

・宿泊先→志摩市内→賢島駅→鳥羽市内→鳥羽駅 ※専用バス等

エ 食事場所、内容

次の食事を予算の範囲内で用意すること。

[1日目]

昼食：大使と大使館職員（想定14名）

志摩観光ホテル内会場。1時間程度。

夕食：①大使及び各道県知事、来賓（想定25名）

志摩観光ホテル（「真」の間（真珠の間の1/3））。2時間程度。

知事主催歓迎夕食会の主賓席として、円卓に着席。

食事・飲み物はサーブスタイルで提供すること。

（ビュッフェ不可）

②大使館職員及び同県職員等（想定20名）

①と同じ会場内。円卓に着席。食事・飲み物は

付添者席として、サーブスタイルで提供すること。

（ビュッフェ不可）※主賓席とは別メニュー可。

[2日目]

朝食：大使と大使館職員（想定14名）

志摩観光ホテル内。

昼食：①大使と大使館職員（想定14名）

海女小屋体験施設さとうみ庵。70分程度。

主賓席として、さとうみ庵のシーフード料理。

②各県参加者（想定10名）

海女小屋体験施設さとうみ庵。70分程度。

各県関係者席として、さとうみ庵のシーフード料理。

※主賓席とは別メニュー可。

③学生（想定 20 名）

海女小屋体験施設さとうみ庵にて、お弁当。

- ・大使と大使館員の食事、歓迎夕食会の参加者の食事について、必要経費を見積もること。
- ・1 日目の志摩観光ホテル到着後にホテル内で、大使及び大使館員の昼食（会場確保含む）を用意すること。
- ・1 日目の夕食については、知事主催歓迎夕食会として、主賓席のお料理とそれ以外のお席のお料理は別メニュー可。（※人数は変更する場合がある。）
- ・また、歓迎夕食会の飲み物に関しては予算の範囲内で、地酒等も含めて、一人当たり 2 杯程度を提供すること。
- ・歓迎夕食会の実施に際しては、司会者（県職員が担当、日本語）の逐次通訳者（英語）を手配すること。また、開催内容に合わせて、音響（司会・あいさつマイク、BGM）、照明（挨拶箇所のスポット、その他、必要に応じて）、映像機器の設営・操作を行うこと。
- ・歓迎夕食会では、アトラクションを手配・実施することとし、実施に必要な控室も確保すること。
- ・英語メニューを用意すること。
- ・歓迎夕食会の進行は、上記及びその他の必要な手配も含め、県と協議のうえ、受託者が行うこと。
- ・歓迎夕食会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ、実施の可否を判断することとし、実施する場合には、万全な感染防止対策を講じること。
- ・会場使用料についても、経費の見積に含めること。
- ・2 日目の昼食は、海女小屋体験施設さとうみ庵（三重県志摩市志摩町越賀 2279）において、料理（さとうみ庵のシーフード料理）を用意すること。主賓席とそれ以外の席は別メニュー可。ドリンクについては参加者負担とする。
- ・食事の手配にあたっては、参加者の食材制限等に配慮すること。（※食事会場及び参加人数は変更する場合がある。）

オ 会議場の設営・運営

[1 日目]

- ・ネットワーク会議（参加者想定、島しょ国側 20 名程度、日本自治体側 50 名程度）の会場を手配すること。
- ・ネットワーク会議会場には、会議看板、会議場内への国旗の用意（卓上サイズと正面へ飾るサイズの両方）、マイク等の音響設備を用意すること。
- ・座席に席札を用意すること。（例：表・三重県、裏・Mie）
- ・会議中にコーヒー等の飲み物を提供すること。

- ・ネットワーク会議の司会者及び参加者の発言を通訳する逐次通訳者（日英）を手配すること（司会は県職員が担当、日本語）。
- ・会議進行の詳細については、会議関係者と協議の後に決定するため、随時、情報共有する。
- ・日本自治体会議（参加者想定 50 名程度）の会場を手配すること。
（ネットワーク会議の会場と兼用可。当該会議の通訳手配は必要ない。）
- ・大使会議（参加者想定 21 名程度）の会場を手配すること。
（当該会議の通訳手配は必要ない。）

カ 視察及び交流会の企画・運営・管理

- ・視察行程においては、参加者の安全を確保すること。
- ・視察参加者 24 人（大使を含む）の行程管理を適切かつ円滑に行うこと。
（※行程、人数は変更する場合がある。）
- ・調整中としている視察先については 1 ヲ所を想定しており、契約後に協議の上決定する。（視察先入場料や講師謝金は、今回の見積もりに含めない。）
- ・ネットワーク会議後、知事主催夕食会の開始までの間に、ロビーにおいて机を配置するなどし、各自治体等の P R と名刺交換等の交流のスペースを設けること。長机 6 個分程度を想定。
- ・海女小屋体験施設さとうみ庵において、グローバル学生大使等の研究発表を行う交流の時間を設けること。場所は、さとうみ庵の資料館内を想定。

キ 通訳案内士及び会議通訳の手配（日英）

行程の中で必要となる通訳案内士及び会議の通訳を手配すること。

- ・駐日大使の通訳となるため、高度な通訳能力がある者とする。
- ・視察の際は、通訳の音声を一斉伝達できるよう、無線ガイドシステムを併せて用意すること。
- ・通訳案内士及び通訳の派遣交通費、宿泊費、食事代等も見積に含めること。
 - 1 日目 ネットワーク会議通訳
（想定時間 1 時間、司会通訳、発言通訳の 2 名）
 - 1 日目 交流会（想定 1 時間、知事付通訳 1 名、来賓等通訳 1 名）
 - 1 日目 知事主催夕食会通訳
（想定 2 時間、司会通訳、知事付通訳の 2 名）
 - 2 日目 視察先ガイド通訳 1 名（想定時間 7 時間）

[1 日目詳細]

- ・ネットワーク会議（1 時間想定）の逐次通訳をすること。
- ・交流会において知事付きの通訳をすること。
- ・夕食会（2 時間想定）において、司会の逐次通訳、及び、知事付きの通訳

をすること。

- ・会議の進行、夕食会の進行については、関係者と協議の上、決定するため、随時、県から情報共有する。

[2日目詳細]

- ・通訳案内士による視察中のガイドを行うこと。
- ・海女小屋体験施設さとうみ庵での説明内容等を通訳すること。
(食事の際、各海女に付く通訳は別途手配のため見積もりには含めない。)
- ・視察先の、ガイド及び通訳が必要な内容は視察先確定次第、県からお知らせすることとする。

※ ウ（移動手段の手配）・キ（通訳案内士等の手配）の延長料金及びキャンセル規定について：今後の調整により、通訳案内士、専用車両の手配時間等の変更を求める可能性があるが、その場合は変更契約の対象となるため、通訳案内士及び専用車それぞれについて、時間単価及びキャンセル規定を明記すること。

[記載例]

- ・時間単価
「半日（4時間）〇〇円、これを超える場合は1時間あたり△△円加算」等
- ・キャンセル規定
「〇日前まで：無料、〇日前から〇日前まで：手配額の△△％」等

ク 記念品の手配

PALM&Gに参加する各国駐日大使へ贈呈する記念品を手配すること。
記念品は本県の特産品とし、選定に際しては県に協議の上、決定し、7個用意すること。(15,000円程度／1個)

ケ 実施報告書の作成

本委託事業の実施状況をまとめた報告書（様式任意）を作成し、三重県国際戦略課あて提出すること。また、会議や訪問先等での様子を撮影し、報告書に当該写真を掲載すること。

なお、提出にあたっては、いずれも電子ファイル一式（写真データ含む）及び紙ベース2部を提出することとする。

[提出先]

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部国際戦略課太平洋・島サミット推進班

(5) 契約上限額

5,326,420円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 納品物

- ア 委託業務実施内容及び実施スケジュールを記載した「委託業務計画書」
(原則としてA4版・両面印刷) 2部(提出時期:委託業務着手時)
- イ 3(4)サにかかる委託業務実施結果を記載した「委託業務報告書」
(原則としてA4版・両面印刷) 2部
- ウ 紙媒体以外による実施の場合は写真等履行が確認できるもの 2部
- エ その他 実施内容説明に必要と思われる資料 各2部

(7) 納入場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部国際戦略課
太平洋・島サミット推進班

(8) 納入期限

令和4年2月28日(月)

(9) 業務実施上の条件

- ア 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとする。
- イ 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。
- ウ 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。
- エ 委託期間内において、必要に応じて三重県との業務内容打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- オ 委託業務を円滑に推進するための実施体制として、類似事業の担当経験を有する職員を配置するものとする。
- カ 旅行商品の企画及び販売にあたっては、旅行業法等の法令を遵守するとともに、必要な運営管理を行うものとする。

(10) 個人情報取扱に関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していたもの等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意すること。

(11) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(12) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 委託者は、受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(13) その他

- (1) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (2) 業務を通じて取得した個人情報については、三重県の保有する個人情報として三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (3) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況により、開催形式をオンライン会議へ変更する場合は、変更契約を締結することとする。また、やむを得ず中止となった場合は、中止時点までに要した費用とキャンセル料の実費を支払うものとする。
- (5) 上記(4)に基づき開催形式を変更する場合、会議運営や変更決定時点までに要した費用やキャンセル料については、三重県で負担するものとし、三重県と受託者が協議のうえ、変更契約を締結するものとする。
- (6) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(14) 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部国際戦略課
太平洋・島サミット推進班 古市、吉住、小畑

TEL : 059-224-2638

FAX : 059-224-3024

ヒューマンエレクトロニクス
E-mail : palm9@pref.mie.lg.jp